平成21年4月1日現在に65歳以上で介護保険料が年金から特別徴収（以下、天引き）されている人は

10月分の公的年金から市・道民税が引かれます

介護保険料が年金から天引きされ、市・道民税の納税義務のある人で、平成21年4月1日現在に老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人が対象です。

65歳になっていても、介護保険料が天引きされていない人などは対象になりません。

天引きになる税額などは納税通知書でご確認ください

支払い方法は、**納付書などで支払う普通徴収**と、**年金から天引きになる特別徴収**に分かれます。年税額は、納税通知書の１ページ目（左下図①）に記載されます。その年税額の下に**給与特別徴収税額（給与から天引き）**、**公的年金特別徴収税額（年金から天引き）**、**普通徴収税額（納付書で支払い）**の順に各税額が記載されています。

年金収入のみの人

納税通知書の１ページ目（左下図②）に第１・２期の普通徴収税額が記載されます。

３ページ目の課税明細書（右下図③）に、年金からの特別徴収税額が記載されます。

年税額が4,000円以下の人は、普通徴収が１期のみと特別徴収が３回に分かれます。

年金のほかに税を天引きしていない給与所得などがある人

納税通知書の１ページ目（左下図②）に第１期から第４期までの普通徴収税額が記載されます。第１・２期の額は、第３・４期の額より多くなります。

３ページ目の課税明細書（右下図③）に、年金からの特別徴収税額が記載されます。

納税通知書１ページ目

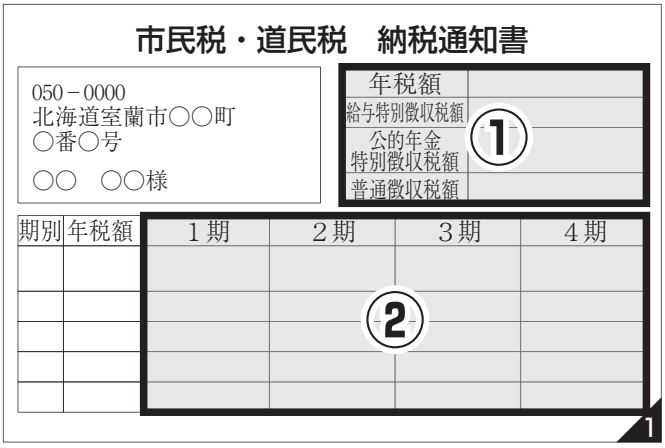

納税通知書３ページ目

《年金天引きや市・道民税についての詳細》

課税課市民税係
（広域センタービル１階）
☎㉕２２９４

年金のほかに給与もらっている人はご注意を

平成21年度から、年金所得に対する税額分は、給与から天引きできなくなりました。そこで給与所得に対する税額分は、給与から天引きできても、年金所得があり市・道民税の納税義務のある人は、今年から納税通知書が届いています。納期などを確認し、期限内の支払いにご協力ください。